

第 2 章

技術基準の制定・ 告示改正等について



① 防火設備の構造告示における仕様の追加

【公布・施行：令和5年3月24日】

背景

改正前の告示において、窓の仕様としてははめごろし窓に限られており（鉄製又は鋼製で網入りガラスを用いたものを除く）、防火設備として当該はめごろし窓以外の窓を使用する場合には、個別に大臣認定が必要になるため、はめごろし窓以外の告示仕様化のニーズが高まっている。また、住宅の省エネ性能の向上に資する断熱性能の高い樹脂製及び木製サッシの普及のため、これらのサッシの告示仕様化のニーズが高まっている。

改正内容

建築基準整備促進事業において必要な性能が確認された仕様を告示に追加する。すべての複層ガラスの仕様について、屋外側・屋内側のガラス種類を指定しないこととする。

防火設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1360号）

改正後

※ 水色欄が追加の仕様

枠・障子の種類	開閉形式	ガラスの種類	開口部の大きさ(幅×高さ)
鉄製又は鋼製	—	網入りガラス	—
	はめごろし窓	耐熱強化ガラス6.5mm以上	700～1,200mm×850～2,400mm
		耐熱結晶化ガラス5.0mm以上	1,000～1,200mm×1,600～2,400mm
		耐熱強化ガラス6.5mm以上+低放射ガラス5.0mm以上	700～1,200mm×850～2,400mm
		耐熱結晶化ガラス5.0mm以上+低放射ガラス5.0mm以上	1,000～1,200mm×1,600～2,400mm
		積層ガラス6.6mm以上+低放射ガラス5.0mm以上	200～700mm×200～700mm
アルミ製又はアルミ樹脂製	はめごろし窓	網入りガラス	～800mm×～2,250mm
		耐熱結晶化ガラス5.0mm以上	780～920mm×1,100～1,890mm
		網入りガラス+低放射ガラス5.0mm以上	～800mm×～2,250mm
		耐熱結晶化ガラス5.0mm以上+低放射ガラス5.0mm以上	780～920mm×1,100～1,890mm
アルミ樹脂製	縦すべりだし窓	網入りガラス+低放射ガラス5.0mm以上	～640mm×～1,370mm
	横すべりだし窓	耐熱結晶化ガラス5.0mm以上+低放射ガラス5.0mm以上	640～780mm×370～970mm
樹脂製	はめごろし窓	網入りガラス+低放射ガラス5.0mm以上	～800mm×～1,400mm
	縦すべりだし窓	網入りガラス+低放射ガラス5.0mm以上	～780mm×～1,370mm
	横すべりだし窓	網入りガラス+低放射ガラス5.0mm以上	～780mm×～900mm
		耐熱強化ガラス6.5mm以上+低放射ガラス5.0mm以上	400～780mm×544～900mm
		耐熱結晶化ガラス5.0mm以上+低放射ガラス5.0mm以上	400～780mm×544～900mm
木製	はめごろし窓	網入りガラス+低放射ガラス5.0mm以上	～1,050mm×～1,550mm
	縦すべりだし窓	網入りガラス+低放射ガラス5.0mm以上	～800mm×～1,350mm
	横すべりだし窓	網入りガラス+低放射ガラス5.0mm以上	～800mm×～1,200mm

② 耐火構造等の構造方法告示における仕様の追加

耐火構造、1 時間準耐火構造、準耐火構造、防火構造については、それぞれ政令で定める技術的基準に適合する構造として建築物の部分ごとに告示[※]で定めている具体的な仕様に適合するか、大臣認定を受けた構造とする必要がある。

大臣認定において複数の者によって類似の申請が行われている仕様や、市場でのニーズが高いものについては、順次、実験等による性能確認を行った上で、告示仕様として位置付けてきているところである。

- ※【耐火構造】耐火構造の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1399 号）
 【1 時間準耐火構造】主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件（平成 27 年国土交通省告示第 253 号）
 【準耐火構造】準耐火構造の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1358 号）
 【防火構造】防火構造の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1359 号）

平成 28 年 3 月 30 日改正により追加した仕様

区分	部位	間柱・下地	防火被覆
耐火構造 (1 時間)	間仕切壁・外壁	木材・鉄材	・強化せっこうボード 15mm 以上 + 軽量気泡コンクリートパネル 50mm 以上
1 時間 準耐火構造	間仕切壁・外壁	木材	・軽量気泡コンクリートパネル 35mm 以上
	外壁	木材	・鉄網軽量モルタル 20mm 以上 ・硬質木片セメント板 12mm 以上 + 鉄網軽量モルタル 10mm 以上
防火構造	外壁	不燃材料以外の材料	・硬質木片セメント板 12mm 以上 ・窯業系サイディング 15mm 以上（中空部有り：18mm 以上、中空部除く厚さ 7mm 以上）

平成 29 年 3 月 21 日改正により追加した仕様

区分	部位	構造	防火被覆
耐火構造 (1 時間)	柱・はり	鉄骨	・吹付けロックウール 35mm 以上 ・けい酸カルシウム板（かさ比重 0.35 以上）20mm 以上 ・軽量気泡コンクリートパネル 35mm 以上（柱のみ）
	床		・軽量気泡コンクリートパネル 100mm 以上
1 時間 準耐火構造	軒裏	木造・鉄骨造	・鉄網軽量モルタル 20mm 以上 ・硬質木片セメント板 12mm 以上 + 鉄網軽量モルタル 10mm 以上
準耐火構造	屋根	木造・鉄骨造	・強化せっこうボード 15mm 以上 ・ロックウール又はグラスウール 50mm 以上 + 強化せっこうボード 12mm 以上 ・せっこうボード総厚 21mm 以上（2 枚以上張ったもの） ・せっこうボード 12mm 以上 + ロックウール吸音板 9mm 以上

平成30年3月22日改正により追加した仕様

区分	部位	構造・下地	防火被覆
耐火構造 (2時間)	柱	鉄骨造	けい酸カルシウム板（かさ比重 0.35 以上）50mm以上
			けい酸カルシウム板（かさ比重 0.15 以上）55mm以上
	はり	鉄骨造	けい酸カルシウム板（かさ比重 0.35 以上）45mm以上
			けい酸カルシウム板（かさ比重 0.15 以上）47mm以上
耐火構造 (1時間)	柱	鉄骨造	けい酸カルシウム板（かさ比重 0.15 以上）27mm以上
	はり	鉄骨造	けい酸カルシウム板（かさ比重 0.15 以上）25mm以上
	柱・はり	木造・鉄骨造	強化せっこうボード2枚以上総厚 46mm以上
	床	木造・鉄骨造	強化せっこうボード2枚以上総厚 42mm以上（表側） 強化せっこうボード2枚以上総厚 46mm以上（裏側・直下の天井）
耐火構造	屋根	木造・鉄骨造	強化せっこうボード2枚以上総厚 27mm以上
	階段	木造	強化せっこうボード2枚以上総厚 27mm以上
準耐火構造	屋根	木造・鉄骨造	構造用合板等 9mm以上（野地板） 強化せっこうボード 12mm以上（屋内側・直下の天井）

令和3年6月7日・21日改正により追加した仕様

区分	部位	下地	防火被覆
耐火構造	屋根	鉄材 (たるき)	・野地板（硬質木毛セメント板の場合は厚さ 25mm以上、硬質木片セメント板の場合は厚さ 18mm以上）の上に厚さ 0.35mm以上の鉄板又は鋼板をふいたもの ・（たるきの防火被覆）：厚さ 25mm以上の吹付けロックウール又はけい酸カルシウム板
準耐火構造	外壁 (耐力壁)	木材	【屋外側】塗厚さ 15mm以上の鉄網軽量モルタル（有機量 8%以下） 【屋内側】以下のいずれかに該当するもの ・せっこうボードを2枚以上張ったものでその厚さの合計が 24mm以上のもの ・厚さが21mm以上の強化せっこうボード（ひる石入り） ※厚さ 50mm以上のグラスウール又はロックウールを充填
防火構造	外壁 (耐力壁)	木材	【屋外側】塗厚さ 15mm以上の鉄網軽量モルタル（有機量 8%以下） 【屋内側】厚さ 12mm以上のせっこうボード ※厚さ 50mm以上のグラスウール又はロックウールを充填
		木材・鉄材	【屋外側】厚さ 15mm以上の窯業系サイディング（中空の場合、厚さ 18mm以上、中空部除き厚さ 7mm以上） 【屋内側】厚さ 9mm以上のせっこうボード ※厚さ 50mm以上のグラスウール又は厚さ 55mm以上のロックウールを充填

令和 5 年 3 月 20 日改正により追加した仕様

区分	部位	構造	防火被覆
防火構造 (90 分)	外壁	木造	強化せっこうボード (21mm) × 3 枚 ※合計 63mm、両面に被覆
	柱・床・梁		強化せっこうボード (21mm) × 3 枚 ※合計 63mm、各面に被覆

③ 伝統的構法の利用促進のための小屋ばり組仕様の合理化

【公布・施行：令和 5 年 3 月 28 日】

背景

小屋ばり組の隅角に火打ち材を設けない伝統的構法について、小屋ばり組等に木板等を打ち付けた方法が仕様規定として基準化されている（平成 28 年 6 月施行）が、木板等の面材を用いない仕様については仕様規定としての基準がなく、高度な構造計算により安全性を確かめる必要がある。このため、伝統的構法による小屋ばり組の採用は設計者にとって負担が大きく、一般的にその利用を可能とするための基準整備が求められていた。

改正内容

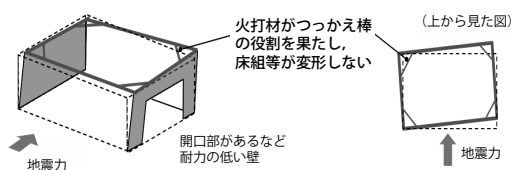
建築基準整備促進事業により得られた技術的知見を踏まえ、木造建築物の小屋ばり組に火打ち材を設けない方法として、野地板を打ち付けたたる木を小屋ばり組に打ち付ける方法を追加する。

床組及び小屋ばり組に木板その他これらに類するものを打ち付ける基準を定める件 (H28 国土交通省告示第 691 号)

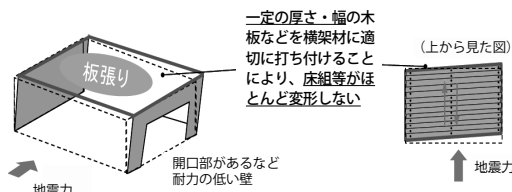
改正前

次のいずれかの方法とする。

① 小屋ばり組等の隅角に火打ち材を使用する方法



② 木板等を打ち付けた方法 ※H28年6月施行



改正後

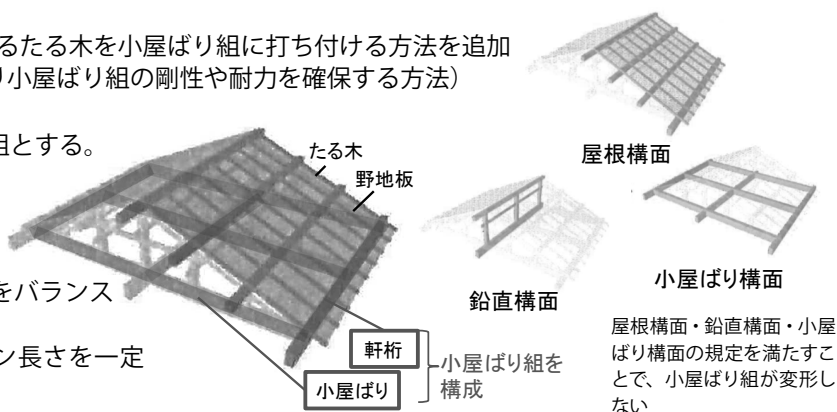
③ 野地板を打ち付けるたる木を小屋ばり組に打ち付ける方法を追加
(小屋組全体により小屋ばり組の剛性や耐力を確保する方法)

○ 剛性の高い小屋組とする。

仕様の例：
一定の厚さの
野地板 等

○ 最上階の耐力壁をバランスよく配置する。

○ 小屋ばりのスパン長さを一定以下とする。



屋根構面・鉛直構面・小屋ばり構面の規定を満たすことで、小屋ばり組が変形しない

④ CLT パネル工法に係る建築基準の合理化

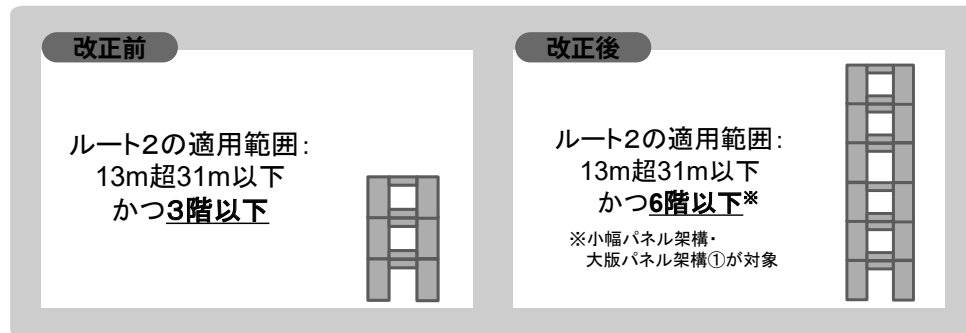
【公布・施行：令和4年11月8日】

CLT パネル工法の構造方法に関する技術的基準の緩和（平成28年国土交通省告示第611号の一部改正）

1) ルート2の構造計算が適用可能な建築物の規模の拡大

改正内容

中層 CLT 工法に関する技術的知見を蓄積し、ルート2の適用範囲を3階以下から6階以下へ拡大する。



2) 矩形でない床パネルを使用可能とする基準の追加

改正内容

床版に使用可能な床パネルとして、形状が矩形でないもので、かつ、剛性及び耐力の低減について特別な調査又は研究の結果に基づき算出した上で構造耐力上主要な部分として構造計算を行うものを追加する。

3) 2以上の階にわたって連続して設置される耐力壁を使用可能とする基準の合理化

改正内容

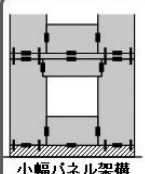
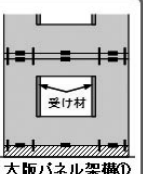
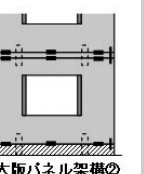
2以上の階にわたって連続して設置される耐力壁（通し壁）をルート2又はルート1でも使用可能とする。

4) ルート3の構造計算における構造特性係数の合理化

改正内容

小版パネル架構、大版パネル架構①のルート3における構造特性係数 D_s を合理化。

無開口壁パネル等の長さ			
	90cm以上 1.5m以下の 場合	1.5mを超え 2m以下の 場合	2mを超える 場合 (かつ4m以下)
改正前	0.4	0.5	0.55
改正後	0.4		

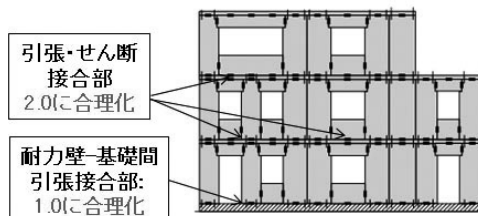
図の出典: 2016年版 CLT を用いた建築物の設計施工マニュアル ((公財) 日本住宅・木造技術センター)

5) ルート2の構造計算における応力割増し係数の合理化

改正内容

小幅パネル架構、大版パネル架構①のルート2における応力割増し係数を合理化。

- ・耐力壁 - 基礎又は小屋組の引張接合部以外の引張・せん断接合部
→ **2.5 から 2.0 に合理化**
- ・上記以外の構造耐力上主要な部分
→ 無開口壁パネル等の長さにかかわらず **1.0 に合理化**



図の出典(一部編集):2016年版 CLT を用いた建築物の設計施工マニュアル((公財)日本住宅・木造技術センター)

6) 壁パネルと屋根版を緊結する引張接合部の終局耐力時の基準の合理化

改正内容 1

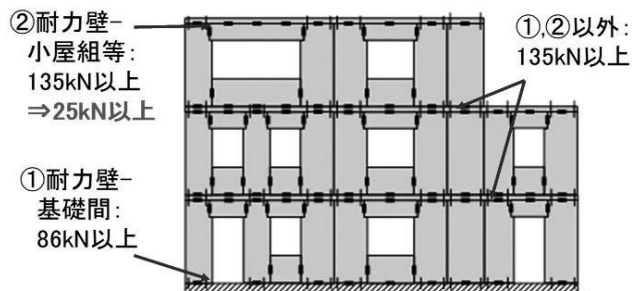
ルート1で壁パネルー屋根版を緊結する引張接合部の終局引張耐力を合理化。

改正前

ルート1の耐力壁 - 屋根版接合部は、中間階引張接合部と同じく終局引張耐力 **135kN 以上**が必要

改正後

ルート1の耐力壁 - 屋根版接合部の必要性能を終局引張耐力 **25kN 以上**に合理化



図の出典(一部編集):2016年版 CLT を用いた建築物の設計施工マニュアル((公財)日本住宅・木造技術センター)

改正内容 2

ルート3で壁パネルー屋根版を緊結する引張接合部は終局耐力時の必要性能の基準を合理化。

※ルート2についても 9) その他所要の改正(ルート2の構造計算における引張接合部の適合基準の明確化)において反映

改正前

ルート3の耐力壁 - 屋根版接合部は、中間階引張接合部と同じく終局耐力時の変形量が2cm以上、伸び率が10%以上が必要

改正後

ルート3の耐力壁 - 屋根版接合部の必要性能について、終局耐力時の変形量・伸び率の基準を適用除外に合理化

7) 耐力壁に設けることができる小開口の基準の合理化

改正内容

ルート1で耐力壁に設けることができる開口部の寸法を 25cm 角以下へ拡大し、上記開口部を設けたものをルート1の許容耐力の計算に算入可能とする。

改正前
 開口部寸法 24cm 角以下、かつ開口部を設けた耐力壁は許容耐力に算入できない

改正後

 開口部寸法 **25cm 角以下**、かつ開口部を設けた耐力壁は **許容耐力に算入可能**

ルート1の許容耐力

$$Q_a = \frac{3}{H} (Q_0 + 1.5n)$$
 n: 垂れ壁、腰壁の枚数

許容耐力に算入可能

図の出典（一部編集）：2016年公布・施行 CLT 関連告示等解説書（（公財）日本住宅・木造技術センター）

8) ルート1の構造計算の許容水平耐力の計算方法の追加

改正内容

ルート1の許容水平耐力の計算に、壁脚部に作用する曲げモーメントにより算出する方法を追加する。

9) その他所要の改正

改正内容

- ・ルート2の構造計算において、引張接合部に対する必要性能の基準を明確化。
- ・ルート1の構造計算において、壁パネルを設けない部分の上部の床版又は屋根版に対して脱落防止措置を行うことを明確化。

⑤ CLT の基準強度における層構成の追加（7 層 7 プライ）

【公布・施行：令和 4 年 3 月 31 日】

構造計算に必要な CLT の基準強度のうち、床や屋根に求められる長期の面外曲げ性能については、これまでの実験等による知見を踏まえて、使用可能な CLT の層構成が限定されている。

新たに実験等によって性能が確認された層構成を基準に位置づけ、より合理的で自由度の高い設計を可能とする。

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成 13 年国土交通省告示第 1024 号）

改正前

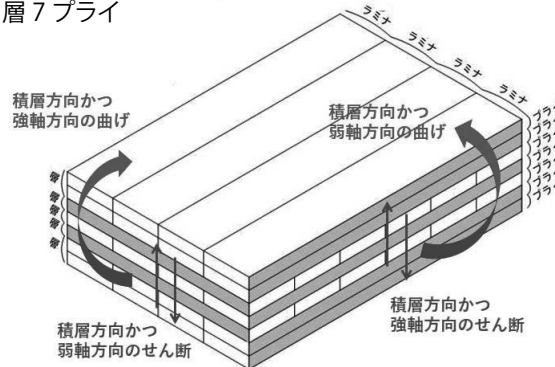
長期荷重に対する構造計算の際に、「曲げ」や「せん断」に対する検討は、以下の層構成に基準強度が与えられ使用可能

▶積層方向かつ強軸方向で

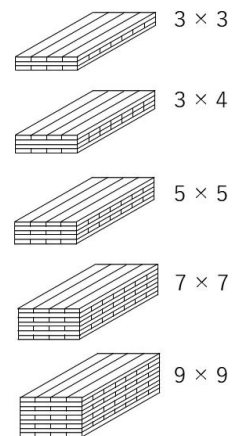
- ・3 層 3 プライ、3 層 4 プライ、5 層 5 プライ、5 層 7 プライ

▶積層方向かつ弱軸方向で

- ・3 層 3 プライ、3 層 4 プライ、5 層 5 プライ、5 層 7 プライ、7 層 7 プライ



CLT の積層方向及び軸方向について



CLT の JAS における層構成

改正後

実験結果を踏まえ以下の層構成を基準に位置付け、使用可能に

▶積層方向かつ強軸方向で

- ・3 層 3 プライ、3 層 4 プライ、5 層 5 プライ、5 層 7 プライ、**7 層 7 プライ**

▶積層方向かつ弱軸方向で

- ・3 層 3 プライ、3 層 4 プライ、5 層 5 プライ、5 層 7 プライ、7 層 7 プライ、**9 層 9 プライ**

⑥ 風況観測塔における規制緩和

【公布:令和4年9月2日、施行:令和4年10月1日】

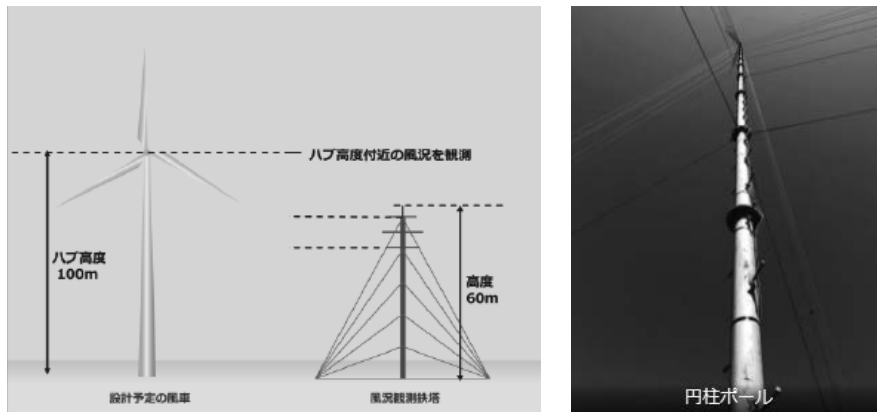
概要

近年、風力発電施設の大型化が進展。風車の設置に先立つ事業性評価に必要な「風況観測塔」の大型化ニーズが増大している。

建築基準法体系では、鉄柱等の工作物については、地震等への安全性を確保するため、腐食防止等を要求しているところ、高さ60m超のものについては、それ以下の大きさのものに比べて高度な構造計算、大臣認定等を要求している。

「規制改革実施計画」（令和3年閣議決定）において、「風況観測塔」の設置コスト低減を図る観点から、高さ60m超のものであっても、構造や周囲の状況を勘案して安全上支障を生じのおそれがないと認められるものについては、高度な構造計算等を不要とするべきとされた。

図表 2-1 「風況観測塔」のイメージ



出典（左）：（一財）日本気象協会資料（国土交通省にて一部編集）
出典（右）：（株）新エネルギー総合研究所

改正内容

技術的検証の結果を踏まえ、「風況観測塔」など設置期間が短く、簡易な構造で山地等に設置されるものであれば、高さ60m超のものであっても、高度な構造計算、大臣認定等を不要にする。

改正前

工作物		構造計算の方法		耐久性等 関係規定 (腐食防止等)	建築 確認
		高度な 構造計算 (時刻歴応答解析) ・大臣認定	簡易な 構造計算		
60m 超	常設	○	—	○	○
	仮設 (設置期間 2年以内)	—	○	○	○
60m 以下	常設	—	○	○	○
	仮設 (設置期間 2年以内)	—	○	○ (一部のみ)	○

改正後

工作物		構造計算の方法		耐久性等 関係規定 (腐食防止等)	建築 確認
		高度な 構造計算 (時刻歴応答解析) ・大臣認定	簡易な 構造計算		
60m 超	常設	○	—	○	○
	仮設※ (設置期間 2年以内)	—	○	○ (一部のみ)	○
60m 以下	常設	—	○	○	○
	仮設 (設置期間 2年以内)	—	○	○ (一部のみ)	○

※構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものに限る
(令和4年国土交通省告示第1024号)

政令（改正）

（仮設建築物等に対する制限の緩和）

第 147 条 第 4 項

第 138 条第 1 項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物でその存続期間が 2 年以内のもの（高さが 60 メートルを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）については、第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定並びに第 140 条第 4 項において準用する第 37 条、第 38 条第 6 項及び第 67 条の規定は、適用しない。

告示（制定）

構造及び周囲の状況に関し安全上支障がない鉄筋コンクリート造の柱等の基準を定める件
（令和 4 年国土交通省告示第 1024 号）

第 1 構造

建築基準法施行令第 138 条第 1 項に規定する工作物のうち同項第 2 号に掲げる工作物（以下「鉄筋コンクリート造の柱等」という。）の構造が、次に掲げる基準に適合するものであること。

- 1 鉄柱であつて、これを支えることができる支線を設けた構造であること。
- 2 高さが 90 メートル以下であるものであること。
- 3 平成 12 年建設省告示第 1449 号第 1 第 2 号口に定めるところによる構造計算並びに同告示第 2 第 1 号及び第 2 号に定めるところによる構造計算に準じた構造計算※によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。この場合において、同告示第 2 第 1 号中「広告塔等」とあるのは、「鉄筋コンクリート造の柱等」と読み替えるものとする。

※ 60 メートル以下の工作物と同様の簡易な構造計算（平成 12 年建設省告示第 1449 号第 2）

第 2 周囲の状況

鉄筋コンクリート造の柱等の周囲の状況が、次に掲げる基準に適合するものであること。

- 1 山地、原野その他の人が容易に立ち入るおそれがない場所に設けられるものであること。
- 2 鉄筋コンクリート造の柱等の基礎の部分から周囲の建築物、建築基準法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する工作物※（略）、同法第 42 条第 1 項各号に掲げる道路又は農道その他これに類する公共の用に供する道までの距離が、当該鉄筋コンクリート造の柱等の高さの 2 倍に相当する距離以上であること。ただし、周囲の工作物の配置その他の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りでない。

※ 風力発電設備など建築基準法等による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物（平成 23 年国土交通省告示第 1002 号）を含む。

⑦ 強度指定を受けた「あと施工アンカー」の使用部位の拡大

【公布・施行：令和4年3月31日】

改正内容

国土交通大臣が許容応力度及び材料強度を指定（以下「強度指定」という。）した「あと施工アンカー」について、「既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるもの」から「鉄筋コンクリート造等の部材と構造耐力上主要な部分である部材との接合に用いるもの」に適用可能な建築物及び使用できる部位を拡大することとした。

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成13年国土交通省告示第1024号）

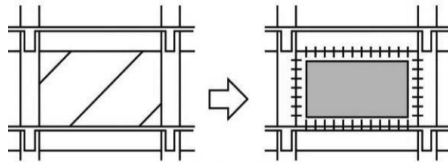
改正前

第一 特殊な許容応力度

- 14 あと施工アンカー（既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるものをいう。第二第十三号において同じ。）の接合部の引張り及びせん断の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

- 改正前の基準では、「あと施工アンカー」は既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるものに限定。

↓【補強】RC増設壁を設置する工法の例



【補強】枠付き鉄骨ブレースを設置する工法の例 →



改正後

第一 特殊な許容応力度

- 14 鉄筋コンクリート造等の部材と構造耐力上主要な部分である部材との接合に用いるあと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

（材料強度についても、同様の改正が行われている。（同告示 第二13））

- 新築、増改築等の際における補強以外の用途※に「あと施工アンカー」を使用することが可能に。（ただし、改正後の告示に基づき、国土交通大臣が強度を指定したものに限る。）

※ 構造耐力上主要な部分同士の接合等
（「非構造部材や設備の接合等」については、従来の取扱から変更なし。）

参考

建築基準法における「あと施工アンカー」の取扱いの変遷

平成 18 年 2 月 27 日以前

- ・「あと施工アンカー」は、構造計算を要する構造耐力上主要な部分に使用する場合、耐震改修促進法に基づく耐震改修においてのみ使用可能。
- ・新築、増改築等の際に、建築基準法上の構造計算に考慮することは不可。



平成 18 年 2 月 28 日以降

- ・平成 17 年に発覚した構造計算書偽装問題を契機に、既存建築物の補強に用いる「あと施工アンカー」を告示（平成 13 年国土交通省告示第 1024 号）に位置付け（平成 18 年 2 月 28 日施行）。
- ・これにより、国土交通大臣が強度（せん断及び引張の短期許容応力度と材料強度）を指定した「あと施工アンカー」については、既存建築物の補強用に限り、建築基準法上の構造計算に考慮することが可能に。
- ・国土交通大臣による強度の指定については、「あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針」について（技術的助言）」（平成 18 年 4 月 10 日（同年 5 月 8 日、7 月 7 日一部改正）付け建築指導課長通知）に基づき運用。



令和 4 年 3 月 31 日以降

- ・既存建築物の補強用に限定されない、構造部材への「あと施工アンカー」の適用拡大の要望を受け、建築基準整備促進事業等における技術的検討を踏まえ、同告示を改正（令和 4 年 3 月 31 日施行）。
- ・改正後の同告示に基づき、国土交通大臣が強度を指定した「あと施工アンカー」に限り、補強以外の用途への使用が可能に。
- ・同告示の施行にあわせて、技術的助言を発出し、強度指定の取扱いについて周知。

※令和 4 年 3 月 31 日以降における「あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針」の取扱い

- ・既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いる「あと施工アンカー」については、同指針に基づいて、告示（平成 13 年国土交通省告示第 1024 号）改正後においても、引き続き、「あと施工アンカー」の接合部の強度指定を受けることが可能。
- ・改正前の同告示及び同指針に基づいて強度指定を受けた「あと施工アンカー」については、告示改正後においても、既に強度指定を受けた適用範囲内において、引き続き使用が可能。

【参考】あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000040.html



参考

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正について（技術的助言）

（令和4年3月31日付 国住指第1597号、国住参建第4023号）

○建築確認の審査

- ・「あと施工アンカー」を用いた構造部材の構造計算において使用される「あと施工アンカー」の接合部の許容応力度及び材料強度が、強度指定書に示された数値であることを確認。
- ・強度指定書に示された適用範囲等*において使用されていることを確認。
※確認済証交付の時点において品質管理等の体制が取られていることの確認を含む。
- ・建築確認を受けた建築物の計画を変更して、強度指定を受けた「あと施工アンカー」を使用する場合は、建築基準法施行規則第3条の2第1項に規定する軽微な変更には該当しないことに留意。

○中間検査及び完了検査における確認事項

- ・以下などにより、「あと施工アンカー」が強度指定書の適用範囲*に基づいて適切に施工・工事監理が実施されていることを確認。
※ 確認図書、建築計画概要書、工事監理者への関連状況の聴取
※ 完了検査申請書又は中間検査申請書の第四面の「工事監理の状況」欄の記載内容 等
※「あと施工アンカー」を施工した時点において品質管理等の体制が取られていることの確認を含む。

○強度指定を受けた「あと施工アンカー」に関する情報の公開

- ・強度指定の前提となる技術資料のうち、品質管理、工事監理、施工管理の体制については、5年を超えない期間ごとに、所要の体制の確認が条件となる。
- ・強度指定を行った「あと施工アンカー」は、（一社）建築性能基準推進協会 HP において、所要の体制の確認状況とともに公開している。（<https://www.seinokyo.jp/anchor/top/>）
※ 5年を超えて所要の体制が取られていることが確認されない場合、当該「あと施工アンカー」は適用範囲内においても使用できない。

⑧ アルミニウム合金造の建築物等に係る手続きの緩和

【公布・施行：令和 3 年 6 月 30 日】

改正内容

規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）を踏まえ、平成 14 年国土交通省告示第 410 号および平成 19 年国土交通省告示第 1119 号の一部を改正した。

1) 審査省略制度への追加（平成 19 年国土交通省告示第 1119 号）

アルミニウム合金造の建築物等の仕様規定（平成 14 年国土交通省告示第 410 号第 1 から第 8 まで）については、建築士の設計に係る小規模建築物（平屋かつ延べ面積 200 m²以下）の場合、建築確認等における審査を省略することとした。

2) 適用の範囲（平成 14 年国土交通省告示第 410 号第 1）

アルミニウム合金造の建築物は、延べ面積 200 m² 以下まで構造計算により安全性を確かめることを要しないものとした。

参考 「規制改革実施計画」（抄）（令和 3 年 6 月 18 日 閣議決定）

Ⅱ 分野別実施事項 4. グリーン（再生可能エネルギー等）
(11) 建築基準法や電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容
51	駐車場屋根置き太陽光発電設備の促進に向けた、アルミニウム合金造の建築物に係る手続きの緩和	太陽光パネルのコストダウンが進みカーポートの屋根に敷設する太陽光発電設備の導入が進みつつある中、カーポートに多く用いられているアルミニウム合金造の小規模な建築物を、建築確認の審査時における構造基準についての審査省略制度の対象に追加する措置を講ずる。

図表 2-2 駐車場屋根置き太陽光発電設備



⑨ 図書省略認定の対象拡大

【公布・施行：令和3年6月30日】

平成19年国土交通省告示第1274号の一部改正

平成19年国土交通省告示第832号の一部改正

平成19年国土交通省告示第835号の一部改正

改正内容

建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)の規定に基づく図書省略認定の対象を法第20条第1項第2号規模(建築物の高さが31m以下のものに限る。)の建築物まで拡大した。

法第20条	法第20条第1項第1号		法第20条第1項第2号		法第20条第1項第3号	法第20条第1項第4号
	木造	高さ60m超	高さ31m超	高さ13m超又は軒高9m超	3階以上又は500㎡超	左記以外
	S造	高さ60m超	高さ31m超	4階以上、3階以下で高さ13m超又は軒高9m超 など	2階以上又は200㎡超	左記以外
	R C造	高さ60m超	高さ31m超	高さ20m超	2階以上又は200㎡超	左記以外
大臣認定（法第20条）		(拡充) 図書省略の対象		(現行) 図書省略の対象		
令第81条	時刻歴応答解析		時刻歴応答解析	時刻歴応答解析	時刻歴応答解析	時刻歴応答解析
	構造計算適合性判定 法第6条の3		限界耐力計算	限界耐力計算	限界耐力計算	限界耐力計算
	ルート2 主事審査（法第6条の3但書き）		保有水平耐力計算	保有水平耐力計算	保有水平耐力計算	保有水平耐力計算
	新規告示において、図書省略認定を取得した場合は、上位の構造計算の場合でも許容応力度等計算同等計算とする。		許容応力度等計算	許容応力度等計算	許容応力度等計算	許容応力度等計算
		(現行) 図書省略認定を取得した場合は、上位の構造計算の場合でもH19国交令第832号により、許容応力度計算同等計算となる。		許容応力度計算	許容応力度計算	仕様規定
						ルート3
						ルート2
						ルート1

2章
告示改正等について

技術基準の制定・

⑩ 建築物の定期調査報告における無人航空機を用いた赤外線調査による方法の明確化

【公布：令和4年1月18日 施行：令和4年4月1日】

背景

建築物の定期調査報告制度では、建築物の外壁のタイル等について、剥落や浮きの有無等を確認するため、手の届く範囲の打診ならびに双眼鏡等による目視を行うこととされているが、竣工後10年を超えた場合には、外壁の全面打診等が求められている。

【調査項目及び調査頻度】

- ・外壁、天井、防火設備、避難施設等について、おおむね6か月～3年に一度確認。
- ・外壁のタイル等については、タイルの剥落や浮きの有無等を確認。

図表 2-3 外壁のタイル等の調査概要

調査範囲	調査方法
手の届く範囲	打診等
その他の部分	双眼鏡等による目視
落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分	全面的な打診等 ※おおむね10年に一度実施



テストハンマーによる打診

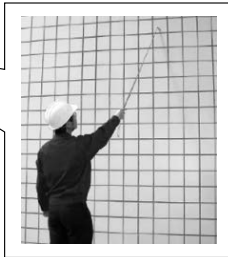
改正内容

一定の実施要領に則れば、赤外線装置を搭載した無人航空機（ドローン）による外壁の調査が可能であることを踏まえ、打診以外の調査方法としてドローンによる赤外線調査を明確化。

改正前



仮設足場の設置



テストハンマーによる打診

改正後



ドローンによる赤外線調査
(一社) 日本赤外線劣化診断技術普及協会 提供

実施要領（ガイドライン[※]）による適正な調査実施の確保

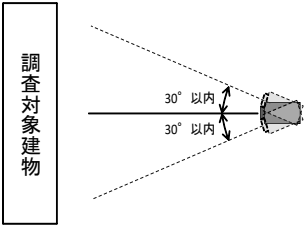
※赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む）による外壁調査ガイドライン

○気象条件

天候	判定
晴れ、晴れ時々曇り	可能
曇り時々晴れ、曇り一時晴れ	困難
曇り、雨、雪	不可能

○装置の性能
(撮影角度、飛行時の風による影響等)

○打診とのキャリブレーション



参考

赤外線調査の概要

- ・タイル面の温度差を赤外線装置で測定し、浮き部分を検出
(外壁タイルが日射によって温められると、浮き部分は健全部分と比べてタイル面の温度が高くなる現象を利用)

【参考】 一般財団法人日本建築防災協会のホームページに本ガイドラインを掲載している。

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/disaster/kizyunhou12/>



⑪ 建築物の定期調査報告における調査項目への「警報設備」の追加

【公布:令和3年2月26日、施行:令和4年1月1日】

背景

平成30年の建築基準法第27条の改正により、早期避難が可能な3階建て・延べ面積200㎡未満の建築物について、主要構造部を耐火構造等とすることを不要とした。この際、就寝系の用途にあっては警報設備^{※1}の設置を要件とした。

警報設備については、従来より一定の規模・用途の建築物^{※2}においては消防法上の設置義務が生じ、同法に基づき定期的な点検が行われてきたところであるが、上記のケースなど、消防法上の設置義務がかからない規模の建築物に設置された警報設備については、同法に基づいた点検は行われなかった。

※1: 自動火災報知設備又は特定小規模施設用自動火災報知設備

※2: 例えば、病院系用途やホテル・旅館等の用途の建築物にあっては基本的に全てが、共同住宅・下宿・寄宿舎にあっては延べ面積が500㎡以上の場合に自動火災報知設備の設置・点検の義務あり

改正内容

建築基準法第12条第1項の規定に基づく建築物の定期調査報告の調査項目^{※3}に「警報設備」に係る項目を追加することにより、消防法上の設置・点検義務が生じない規模・用途の建築物に設置された警報設備（建築基準法の規定のみに基づき設置された警報設備）について、建築基準法に基づく定期的な点検が行われるように措置をする。

※3: 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）

改正前

■建築基準法に基づき警報設備が設置されるものの一例

用途	消防法の設置・点検義務に係る条件	建築基準法第27条第1項第一号に基づき設置した警報設備（延べ面積200㎡未満の建築物に設置された警報設備）
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）	全て	消防法の定期点検が行われる
下宿、共同住宅、寄宿舎	延べ面積500㎡以上	消防法の定期点検は行われない

建築基準法に基づき設置される警報設備の設置基準^{※4}は消防法の設置基準を引用しているため、基本的に消防法に基づき警報設備が設置されていれば建築基準法上も自動的に適となる。

※4 警報設備の構造方法及び設置方法を定める件（令和元年国土交通省告示第198号）

改正後

建築基準法に基づく建築物の定期調査報告において、「警報設備」についても定期的な点検が行われるように措置

■改正により追加される具体的な調査項目

(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
警報設備	警報設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法第17条の3の3の規定に基づく点検（以下「消防法に基づく点検」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第110条の5の規定に適合しないこと。
	警報設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	警報設備に著しい腐食、変形、損傷等があること。

⑫ 既存住宅状況調査方法基準の改正

【公布：令和5年1月 施行：令和5年4月】

調査概要

既存住宅状況調査（インスペクション）とは、既存住宅の構造上主要な部分等の状況について、既存住宅状況調査技術者講習を修了した技術者（既存住宅状況調査技術者）が既存住宅状況調査方法基準に従って実施する調査である。

宅建業法においては、既存住宅の媒介契約締結時に、宅建業者が既存住宅状況調査技術者のあっせんの可否を示し、媒介依頼者の意向等に応じてあっせんするとともに、調査を実施した場合には宅建業者が重要事項説明時にインスペクション結果を買主に対して説明する義務等が規定されている。

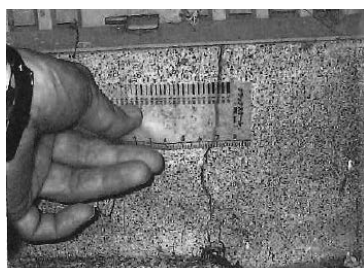
なお、既存住宅状況調査方法基準は、既存住宅売買瑕疵保険やフラット35の現場検査基準として引用されている。

○既存住宅状況調査の対象部位の例

構造耐力上の安全性や雨漏り・水漏れ等の観点から以下のような部位の劣化事象等を調査する。

- ①構造耐力上主要な部分：基礎・壁・柱 等
- ②雨水の浸入を防止する部分：屋根・外壁・開口部 等

図表 2-4 既存住宅状況調査のイメージ



クラックスケールによる
基礎のひび割れ幅の計測



基礎配筋の調査



リバウンドハンマーを用いた
コンクリートの圧縮強度の測定

改正内容

既存住宅状況調査方法基準（告示）について技術的・実務的観点から以下の必要な見直しを行う。

1) 調査内容の合理化

○配筋調査の合理化【告示改正】

配筋調査について、新築時に関係法令に基づく検査を実施していることが確認できることをもって配筋調査を省略することを可能とする。

○コンクリート圧縮強度試験の合理化【告示改正】

コンクリート圧縮強度試験について、①新築時の設計図書において同等の試験が実施されていることが確認できるとともに、②新築時に関係法令に基づく検査を実施していることが確認できることをもって、圧縮強度試験を省略することを可能とする。

2) 調査手法の多様化

○マンションの共用部調査の取扱いの明確化【運用改善】

住戸内で実施する調査と住戸外で実施する（共用部の）調査とを別の調査主体がそれぞれ区分して実施する場合についての具体的な調査手法等を運用において明確化する。

○デジタル調査への対応【告示改正】

「計測」「目視」「打診」等の調査手法に加えてデジタル機器を活用した調査を可能とする。
(当面は、屋根や床下等の調査を代替する等の活用方法を想定) 等

【参考】 改正後の告示全文や技術者の登録に関する情報等はこちら

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/kisonjutakuinspection.html>

